

指宿市家屋評価システム更新業務 公募型プロポーザル募集要項

1 実施目的

本業務は、家屋評価システムの更新により、新築・増築家屋の評価事務における正確性、統一性及び事務効率化を実現するとともに、評価の透明性と信頼性の向上を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 指宿市家屋評価システム更新業務
- (2) 業務内容 家屋評価システムの導入、稼働環境の構築、運用保守
詳細については、指宿市家屋評価システム更新業務仕様書による。
- (3) システム納入期限 令和2年2月28日
- (4) システム賃借期間 令和2年3月1日から令和7年2月28日まで
- (5) 納入場所 指宿市十町2424番地 指宿市市民生活部税務課

3 見積限度額

システム導入機器一式 5年リース月額 175,883円

※ソフトウェア使用料及び保守管理経費を含み、消費税及び地方消費税を除く

4 プロポーザル参加要件

次に掲げる参加要件をすべて満たすこと。

- (1) 平成30・令和元年度指宿市競争入札参加資格者名簿に中分類「電算処理」で登録のある者であること。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出期間において、指宿市物品又は役務の調達等に係る有資格者の指名停止に関する要綱（平成20年指宿市告示第100号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (7) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び指宿市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (8) 租税を完納している者であること。

- (9) 地方公共団体の発注による家屋評価システムの受託実績を有する者であること。
- (10) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。

5 スケジュール（予定）

内 容	期 日
募集開始	令和元年 9月19日（木）
質問の受付期限	令和元年 9月26日（木）
参加表明書等提出期限	令和元年10月 9日（水）
企画提案書等提出期限	令和元年10月17日（木）
提案内容審査(プレゼンテーション)	令和元年10月25日（金）
審査結果通知	令和元年10月30日（水）

6 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式3）により電子メールにて受け付けるものとし、電話・面会等による質問は一切受け付けない。

なお、電子メール送信後は、事務局に送信した旨の連絡を電話にて行うこと。

- (1) 受付期限 令和元年9月26日（木）午後5時まで
- (2) 提出先 zeimu@city.ibusuki.jp
- (3) 回 答 参加者全員へ同内容のものを電子メールにて送信
令和元年10月1日（火）を予定

7 参加表明書の提出

本プロポーザルの参加要件を満たし、参加しようとする者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式1） 1部
 - ② 誓約書（様式2） 1部
 - ③ 会社概要（様式4）1部
- (2) 提出期限
令和元年10月9日（水）17時必着
- (3) 提出方法
郵送又は持参すること。（持参による受付時間は、開庁日の8時30分から17時までとする。）
- (4) 参加資格審査
審査の結果は書面により通知する。
- (5) 留意事項
提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、以降の手続きに参加できないものとする。

8 企画提案書等の提出

参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書

様式は自由，原則A4版（A3折込は可），表紙・目次は枚数に含めず，両面20枚までとし，ページ番号を付け，以下の事項を記載及び提案すること。

ア 基本方針

仕様書の記載内容を理解した上で本業務を取り組むにあたっての基本的な考え方を具体的に記載すること。

イ システムの基本機能

基本機能の説明のほか，特徴やその他のシステムとの連携などについてアピールする点があれば記載すること。

ウ 作図機能

操作性や利便性，図面の見やすさ，作業の効率性などについて提案すること。

エ 評価計算機能

操作性や利便性などのほか，入力ミスや計算誤りを未然に防ぐための機能及びチェック機能について提案すること。

オ 帳票出力機能

各種帳票の作成機能やその汎用性などについて提案すること。

カ システムの柔軟性

評価業務が効率化されるような提案や将来のシステムの発展性などについて提案すること。

キ 評価替え対応

評価替え時の対応について提案すること。

ク セキュリティ機能

不正使用や情報漏洩等に対する対応策について記載すること。

ケ 保守サポート体制

システムに係るソフトウェア及びハードウェアの日常保守管理に対する考え方や大規模災害時等の危機管理体制について提案すること。

コ 運用支援体制

システム導入後の運用について，活用例を用いて具体的に提案すること。

② 指宿市家屋評価システム機能要件回答書（様式5）

③ 家屋評価システム導入実績（様式6）

④ 見積書

様式は自由，A4版（両面印刷不可），見積額は税抜き価格とし，以下の手順で作成すること。

ア 見積書の宛名

「指宿市長 殿」とし，見積年月日を記入すること。

イ 導入経費及び保守管理経費見積額

- (7) ハードウェアに係る導入経費
- (4) システムに係る導入経費
- (7) 保守管理経費
- (イ) 導入経費等総額に対する月額リース料

(2) 留意事項

- ① 1参加者につき1提案のみとし、提案後の追加、差替え及び再提出は認めない。
- ② 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ③ 提出された企画提案書等は選定作業に必要な範囲において複製することがある。
- ④ 提案に係る費用はすべて参加者の負担とする。

(3) 提出方法及び提出先

① 提出方法

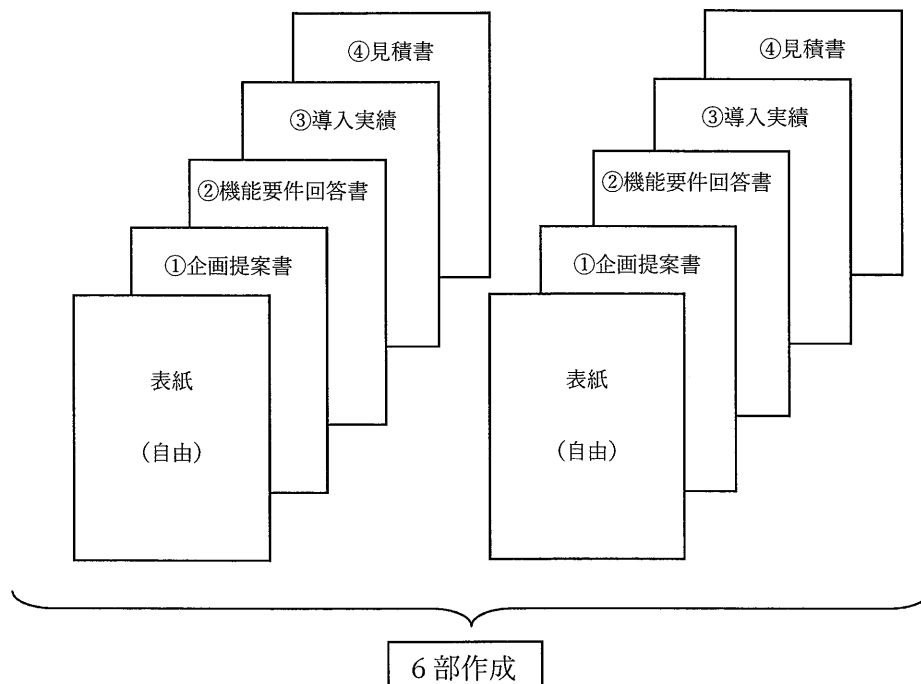
郵送又は持参すること。(持参による受付時間は、開庁日の8時30分から17時までとする。)

② 提出期限

令和元年10月17日(木)17時必着

③ 提出部数

(1)提出書類①～④を1冊にまとめ、6部提出



④ 提出先

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地
指宿市役所 税務課固定資産税家屋係 宛
TEL 0993-22-2111 (内線227)

9 提案内容審査（プレゼンテーション）

企画提案の審査は、別途設置する「指宿市家屋評価システム更新業務審査委員会」（以下「審査委員会」）が行うものとする。

(1) プレゼンテーション

① 日時及び場所

令和元年10月25日（金）予定

時間及び場所については別途通知することとし、プレゼンテーションに参加できない場合は、審査対象から除外する。

② 発表順

企画提案書等の受付順とする。

③ 実施方法

ア 設定時間（※機材等の準備・撤去時間を含まず）

プレゼンテーション・・・60分以内

質疑応答・・・・・・・・・・15分以内

イ 出席者数

参加者側の出席者は4人以内とする。

ウ 説明機材

プレゼンテーションに際し、資料や映像の投影を可とする。スクリーンとプロジェクターは市が設置するが、その他の必要機材は参加者側で準備すること。

エ 説明内容

はじめに事業者名を述べ、企画提案書の説明及び課題家屋における作図・評価計算機能等システムのデモンストレーションを行うこと。（60分以内）

続いて、審査員から質問を行うので、明確に回答すること。（15分以内）

(2) 審査

審査委員会において審査評価基準に基づき、審査項目ごとに評点を算出し、合計評点が最も高かった者を優先交渉権者、次点の者を次順位交渉権者とする。

なお、合計評点が最も高かった者が2者ある場合は、見積金額が低い者を優先交渉権者とし、見積金額が同額の場合は、審査員による決選投票とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果に基づき、優先交渉権者及び次順位交渉権者を書面により令和元年10月30日までに通知する。

なお、電話、面会等による審査結果に対する問い合わせには一切応じない。

(4) 交渉権者との協議

市は、提出された提案書を基に優先交渉権者と具体的な仕様等について契約締結に向けた協議を行う。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合又は優先交渉権者が失格要件に該当した場合には、優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉する。

(5) 契約締結

市は、優先交渉権者と協議した後、契約を行うための正式な見積書を徴収し、契約を締結する。

なお、優先交渉権者と契約締結に至らない場合は、次順位交渉権者と交渉する。

10 失格条件

次の事項に該当していることが判明した場合、その時点で当該提案者を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適していない場合
- (2) 提出書類等に不備又は虚偽の記載がされている場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (4) その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

11 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、参加表明者の負担とする。
- (3) 審査結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

また、他の参加者の採点結果は、「個人情報保護に関する法律」の趣旨、目的等に鑑み、一切公表しない。

- (4) その他、本要項に定めのない事項については、審査員会において協議し、決定する。

12 問合せ及び書類の提出先

指宿市役所市民生活部 税務課 固定資産税家屋係 担当：大山

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地

TEL 0993-22-2111 (内線 227)

FAX 0993-24-4342

E-mail zeimu@city.ibusuki.jp